



青少年による有害刃物類の 所持が禁止されます

和歌山県青少年健全育成条例が改正され、青少年による有害刃物類の所持が禁止されます。また、親権者等の義務が強化されます。

施行日：平成27年12月1日

改正の背景

近年、刃物による殺傷事件で青少年が加害者や被害者となる事案が相次いでおり、このような事件の防止対策の強化が求められています。

主な改正内容点

①業務その他正当な理由がある場合を除き、青少年による有害刃物類の所持が禁止されます。

○業務その他正当な理由がある場合の例

- ・仕事で商品としての有害刃物類を事实上管理支配する場合
- ・キャンプ等で保護者の適正な管理の下に有害刃物類を使用する場合など

○有害刃物類とは… ①人体に危害を及ぼすおそれがある刃物類で知事が指定したもの ②家庭用、学習用又は業務用として製作された刃物類を除き、刃体の長さが6センチメートルを超える刃物類〈包括指定〉をいいます。詳しくは裏面を参照下さい。

○所持とは… 携帯をはじめ運搬、保管も含まれます。なお、刃体の長さが6センチを超える刃物の携帯は銃砲刀剣類所持等取締法により禁止されています。

②親権者等は、青少年が有害刃物類を所持したとき、その有害刃物類を所持できないよう保管するなど必要な措置をとらなければなりません。必要な措置をとらず、勧告、命令に従わないときは、5万円以下の過料が科されます。

○親権者等とは… 親権を行う者又は未成年後見人をいいます。

お問い合わせ

和歌山県環境生活部県民局

青少年・男女共同参画課 健全育成支援班

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL 073-441-2502 FAX 073-441-2501

和歌山県青少年健全育成条例に基づく有害指定刃物類一覧表

〈知事指定の有害刃物類〉 第13条第2項

品名	形 状	
シーナイフ		刃渡り15センチメートル未満のシーナイフ
インディアンナイフ		通常登山ナイフとして称せられ、革製サックに納めて腰バンド等に通して携帯するようになった型式の刃渡り15センチメートル未満のつば付き刃物
あいくち (豆太刀、手裏剣を含む)		刃渡り8センチメートル未満のあいくち(豆太刀、手裏剣を含む)
飛出しナイフ		自動的に45度以上に開刃する刃渡り5.5センチメートル未満の刃物
バタフライナイフ		柄がさやを兼ねる折りたたみ式ナイフ(刃体とさやの接合部を軸として開刃するものをいう。)のうち、柄の部分が二つに分かれ、刃体のみね側の部分と刃側の部分から挟むように収納する構造のもので、開刃した刃体をさやと直線的に固定できるもの。ただし、刃体の長さ(刃体の先端と柄部における刃体の先に最も近い点とを結ぶ直線の長さ)が6センチメートルを超えるものに限る。
フィンガーグリップナイフ		柄がさやを兼ねる折りたたみ式ナイフ(刃体とさやの接合部を軸として開刃するものをいう。)のうち、刃体収納する柄の部分に指穴が空いた構造のもので、開刃した刃体をさやと直線的に固定できるもの。ただし、刃体の長さ(刃体の先端と柄部における刃体の先に最も近い点とを結ぶ直線の長さ)が6センチメートルを超えるものに限る。
ダガーナイフ		刃体の長さが6センチメートルを超えて、鍔(しのぎ)を中心として左右が対称な両刃のナイフで、刃体の先端部が著しく鋭い刃物
		刃体の長さが6センチメートルを超え、片側に刃を有したナイフで、一般的に「グルカナイフ」等と呼ばれる刃身が凹状に湾曲した刃物
		刃体の長さが6センチメートルを超え、片側に刃を有したナイフで、刃と柄の間の上下につば(鈎、ヒルト等と呼ばれるもの)があり、刃体の先端部が著しく鋭い刃物
		刃体の長さが6センチメートルを超え、片側に刃を有し、みね(峰)の部分に鎌刃を設けたナイフで、刃体の先端部が著しく鋭い刃物
		刃体の長さが6センチメートルを超え、片側に刃を有したナイフで、一般的に「タクティカルナイフ」「コンパクトナイフ」と呼ばれる刃物
		刃体の長さが6センチメートルを超え、片側に刃を有したナイフで、柄に近い部分に波上の刃があり、刃体の先端部が著しく鋭い刃物
		刃体の長さが6センチメートルを超え、片側に刃を有し、刃と柄の間の上下につばがあり、刃体の先端部が反り返り、著しく鋭い刃物
		刃体の長さが6センチメートルを超え、鍔(しのぎ)を中心として左右が対称な両刃のナイフで、柄の幅よりも刃の幅が著しく大きく、一般的に「投げナイフ」と呼ばれる刃物
		刃体の長さが6センチメートルを超え、片側に刃を有したナイフで、通常は柄の内部が収納され、使用に際し、止め具を外して柄を振ること等により刃体を露出させ、止め具によって刃体を柄に固定させる装置を有する刃物
		外観はペン、櫛、ベルト、ペンダント等の日常生活で使用される物の形状をし、刃体を内蔵した刃物

〈包括指定の有害刃物類〉 第13条第5項第4号

	形 状
包括指定の有害刃物類 ※右のものは個別に指定がなくても有害刃物類とみなされます。	<p>(刃体固定式) 刃体の長さ 6センチメートル超</p> <p>(刃体折りたたみ式) 刃体の固定装置 (ロック機構) 刃体の長さ 6センチメートル超</p> <p>(刃体を収納した状態) 刃体の長さ 6センチメートル超</p> <p>刃物類(家庭用、学習用又は業務用(規則で定めるものに限る。)として制作されたと認められる刃物類を除く。)であって、規則で定めるところにより計った刃体の長さが6センチメートルを超える、かつ、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの。</p> <p>※規則で定める業務 (規制対象外となる業種) 1. 農業・林業 2. 漁業 3. 鉱業・探石業・砂利採取業 4. 建設業 5. 製造業 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 7. 宿泊業・飲食サービス業 8. 理容・美容業 </p> <p>※規則で定めるところにより計った刃体の長さ ・刃物の切先と当該刃物の柄部における切先に最も近い点とを結ぶ直線の長さ。</p> <p>※規則で定める形状、構造又は機能 ・刃体が柄に固定され、刃先が片側又は両側にあるもの(固定式) ・通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、刃体又は柄を回転させることによって開刃させ、刃体と柄を直線的に固定させる装置を有するもの(折りたたみ式)</p>